

## 「すべての子どもに安心と成長を」 ～令和8年4月1日から『こども誰でも通園制度』が開始～

# こども誰でも通園制度

和泉市では、令和8年4月から、新たな取り組みとして「こども誰でも通園制度」をスタートする。この制度は、すべてのこどもの成長を応援するとともに、保護者の働き方にとらわれず、地域全体で子育て家庭を支援するために創設された新しい通園制度で、民間8施設と公立2施設で実施する。

### 1 制度の概要

こども誰でも通園制度は、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず、こどもの育ちを応援し、子育て家庭への支援を強化するために創設された新たな通園制度です。

対象は、0歳6か月～満3歳未満で、保育所・幼稚園・認定こども園等に通っていない乳幼児です。  
利用は、こども一人当たり月10時間までの枠内で時間単位で柔軟に利用できます。

この制度を利用することで、以下のようなメリットが期待できます。

#### <こどもにとって>

家庭以外でのさまざまな経験を通じて、地域とつながるきっかけを得ることができます。  
専門的な知識を持つスタッフのいる場で、多様な経験を積む中で興味や関心が広がり、成長につながります。  
年齢の近い子どもたちとの交流を通じて、社会性や成長発達を促進します。

#### <保護者にとって>

地域の育児支援や情報、人とのつながりを広げるきっかけになります。  
専門知識を持つスタッフと関わる中で、育児への不安や孤立感の解消、負担感の軽減につながります。

#### <一時預かりとの違い>

一時預かり事業は保護者の「必要性」に応じたサービスである一方、「こども誰でも通園制度」ではこどもの成長を支援することを目的としており、家庭では得られない多様な経験を提供します。

### 2 和泉市での実施体制

和泉市では、市の認可基準に基づき認可を受けた施設で実施  
(民間8施設と公立2施設の計10施設で実施する予定)

### 3 利用までの流れ(概要)

- (1)保護者が市へ利用認定申請
- (2)市が要件を確認し、認定(認定証を交付)
- (3)国の「こども誰でも通園制度総合支援システム(つうえんポータル)」で施設の空き枠検索・予約
- (4)初回利用前に、事業所で事前面談(重要事項説明・同意等)
- (5)利用開始(保護者と事業者の直接契約/利用料は保護者が事業者に支払い)

### 4 開始日

令和8年4月1日(水)